



栃木県公報

平成30(2018)年
6月29日(金)
号 外
第 35 号

目 次

○身体障害者福祉法施行細則の一部改正	1
○栃木県情報公開条例の運用状況の公表	5
○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表	8

規 則

栃木県規則第三十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

栃木県知事 福田 富 一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

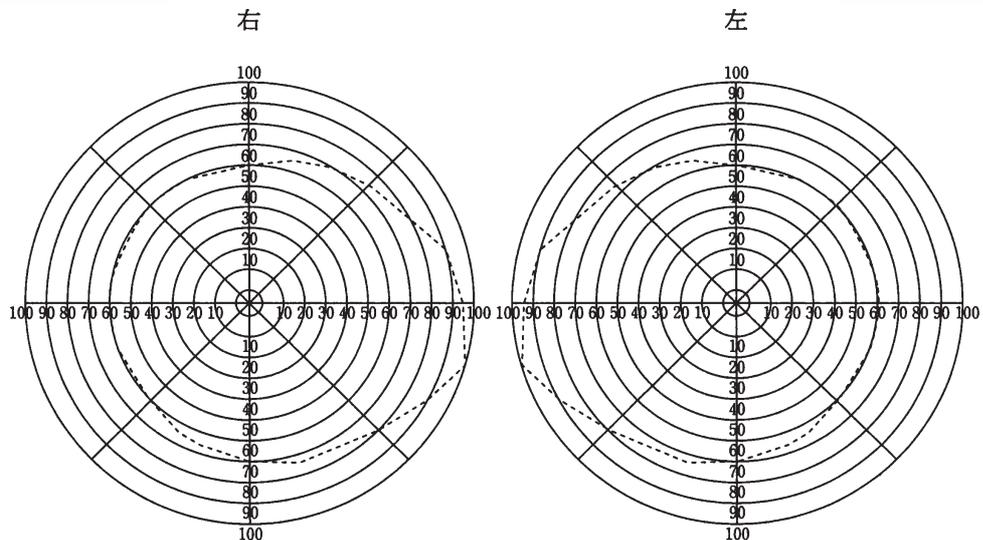
身体障害者福祉法施行細則（平成五年栃木県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「右上下肢麻痺」を「右上下肢麻痺」に、「角膜混濁」を「緑内障」に、「僧帽弁膜狭窄」を「僧帽弁膜狭窄」に

「1 視力

	裸 眼	矯 正
右		(× DCyl DAx)
左		(× DCyl DAx)

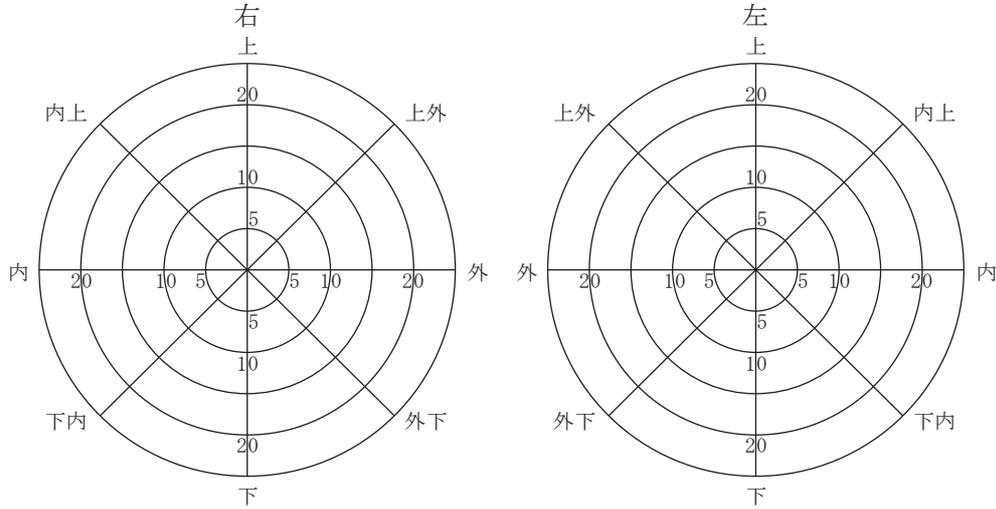
2 視野



求心性視野狭窄の有無 (有・無)

- (注) 1 ゴールドマン視野計を用いる場合は、I / 4の視標で測定すること。
- 2 視野障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うこと。

3 中心視野



(注) ゴールドマン視野計を用いる場合、I / 2の視標で測定すること。

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
右	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (①÷560×100)	% (100-②)

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
左	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④÷560×100)	% (100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率

4

%

4 現症

	右	左
外 眼		
中 間 透 光 体		
眼 底		

さ

」

「1 視力

	裸眼視力	矯 正 視 力						
右 眼		×	D	⊖	cyl	D	AX	°
左 眼		×	D	⊖	cyl	D	AX	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心
視野角度 (I / 2) $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③	点 (≧26dB)
左	④	点 (≧26dB)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

両眼中心視野
視認点数 $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 点

3 現症

	右	左
前 眼 部		
中 間 透 光 体		
眼 底		

目

視
野
コ
ピ
ー
貼
付

（注）ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

「仮性球麻ひ」や「仮性球麻痺」^ひと「弛緩性麻ひ・痙性麻ひ」や「弛緩性麻痺・痙性麻痺」^ひと「脳性麻ひ」や「脳性麻痺」^ひとを区別する。

註 記

この報告は、〒321-8501 栃木県宇都宮市大宮1-1-1 にて行われる。

（栃木県福祉課）

公 告

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表

栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第33条の規定により平成29（2017）年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公文書開示請求の決定等の状況

(1) 開示請求対象公文書の決定等の状況

（単位：件）

区	分	件	数
決 定	開 示		12,342
	部 分 開 示		908
	非 開 示		25
	存 否 応 答 拒 否		3
不 存 在		68	
却	下		—
取	下 げ		—
合	計		13,346

(2) 開示請求対象公文書の実施機関別内訳

（単位：件）

実 施 機 関	件	数
---------	---	---

知	総合政策部	11
	経営管理部	117
	県民生活部	24
	環境森林部	301
	保健福祉部	928
	産業労働観光部	11
	農政部	309
	県土整備部	11,055
	会計局	—
	企業局	138
	事	小計
教育委員会		100
選挙管理委員会		281
人事委員会		—
監査委員		—
公安委員会		—
警察本部長		65
労働委員会		—
収用委員会		—
内水面漁場管理委員会		—
地方独立行政法人		6
合計		13,346

(3) 開示請求の請求者別の受付件数

(単位：件)

区	分	件数
個	人	575
法	人	1,962

任 意 の 団 体	6
合 計	2,543

2 不服申立ての処理状況

（単位：件）

不服申立ての件数	処 理 状 況						取 下 げ	未 処 理 （継続審理）
	新 規	継 続	却 下	棄 却	一 部 認 容	全 部 認 容		
5	3	2	—	2	1	—	1	1

※継続は、平成28（2016）年度以前に不服申立てがなされ、平成29（2017）年度に継続審理となった件数。

3 情報の公表及び提供

実 施 機 関	県 民 プ ラ ザ の 閲 覧 用 行 政 資 料 数	行 政 資 料 の 有 償 頒 布 数	
知 事	総 合 政 策 部	493	236
	経 営 管 理 部	539	14
	県 民 生 活 部	454	276
	環 境 森 林 部	390	181
	保 健 福 祉 部	764	346
	産 業 労 働 観 光 部	443	21
	農 政 部	631	22
	県 土 整 備 部	470	486
	会 計 局	77	—
	企 業 局	22	—
小 計	4,283	1,582	
教 育 委 員 会	514	448	
選 挙 管 理 委 員 会	66	—	
人 事 委 員 会	59	—	
監 査 委 員 会	18	—	
公 安 委 員 会	—	—	
警 察 本 部 長	71	—	

労働委員会	15	—
収用委員会	12	—
内水面漁場管理委員会	—	—
地方独立行政法人	67	—
合計	5,105	2,030

○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第56条の規定により平成29（2017）年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

1 個人情報開示請求等の決定等の状況

(1) 開示請求対象公文書の決定等の状況（簡易開示に係るものを除く。）

（単位：件）

区	分	件数
決	開示	20
	部分開示	150
	非開示	1
	存否応答拒否	—
	定	不存在
却	下	—
取	下げ等	2
合	計	173

注 訂正請求、利用停止請求については、請求がなかったため省略する（以下同じ。）。

(2) 開示請求対象公文書の実施機関別内訳（簡易開示に係るものを除く。）

（単位：件）

実	施	機	関	開	示	請	求
知	総	合	政	策	部	—	
	経	営	管	理	部	6	
	県	民	生	活	部	5	
	環	境	森	林	部	5	
	保	健	福	祉	部	26	

3 簡易開示の対象試験等数及び開示件数

実 施 機 関	対 象 試 験 等 数	実 施 試 験 等 数	件 数
知 事			
総合政策部	—	—	—
経営管理部	2	1	25
県民生活部	—	—	—
環境森林部	1	1	—
保健福祉部	14	11	194
産業労働観光部	8	7	150
農政部	6	4	—
県土整備部	—	—	—
会計局	—	—	—
企業局	—	—	—
小計	31	24	369
議 会	—	—	—
教 育 委 員 会	2	2	7,543
選 挙 管 理 委 員 会	—	—	—
人 事 委 員 会	9	9	513
監 査 委 員	—	—	—
公 安 委 員 会	—	—	—
警 察 本 部 長	—	—	—
労 働 委 員 会	—	—	—
収 用 委 員 会	—	—	—
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	—	—	—
地 方 独 立 行 政 法 人	2	2	—
合 計	44	37	8,425

4 個人情報取扱事務登録の件数

実 施 機 関	件 数

知	総合政策部	46
	経営管理部	62
	県民生活部	116
	環境森林部	164
	保健福祉部	330
	産業労働観光部	102
	農政部	137
	県土整備部	139
	会計局	7
	企業局	13
	事	小計
議 会		8
教 育 委 員 会		127
選 挙 管 理 委 員 会		25
人 事 委 員 会		7
監 査 委 員		4
公 安 委 員 会		4
警 察 本 部 長		151
労 働 委 員 会		6
収 用 委 員 会		3
内水面漁場管理委員会		4
地 方 独 立 行 政 法 人		8
合 計		1,463

(文書学事課)